

入札参加資格登録者 様
(工事登録事業者)

会津若松地方広域市町村圏整備組合
管 理 者 室 井 照 平
(公 印 省 略)

工事入札金額の内訳記載及び労務費ダンピング調査の導入について (通知)

このことについて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正に伴い、工事の入札時に提出を求めている価格内訳書について、提出時の記載事項を追加いたします。また、記載された直接工事費の額の確認として、開札の都度、労務費ダンピング調査を実施いたしますので下記のとおりお知らせいたします。

記

1 内容

(1) 工事入札金額の内訳記載

工事の入札の際に提出を求めている「価格内訳書」に入札金額の内訳として、これまでの記載に加え、次の 5 項目の経費を記載することを新たに求めます。

なお、これらの記載欄に記入漏れがあった場合、無効とする場合がありますのでご注意ください。

- ① 材料費
- ② 労務費
- ③ 法定福利費 (建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担分)
- ④ 建設業退職金共済制度の掛金
- ⑤ 安全衛生経費 (労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費)

(2) 労務費ダンピング調査

落札者が価格内訳書に記載した直接工事費が、一定水準を下回った場合、開札後に理由の確認を書面で行います。なお、書面の提出を行わないには、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がありますのでご注意ください。

【参考】 国土交通省 労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン
(URL:https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00026.html)

- 2 対象案件 入札に付す予定価格200万円を超える工事
- 3 運用開始日 令和 8 年 4 月 1 日以降に公告又は通知を行う入札案件から実施